



三菱電機株式会社

〒100-8310 東京都千代田区丸の内2-7-3 (東京ビル)

お問合せは下記へどうぞ

本社機器営業部	〒100-8310	東京都千代田区丸の内2-7-3 (東京ビル)	(03) 3218-6740
北海道支社	〒060-8693	札幌市中央区北二条西4-1 (北海道ビル)	(011) 212-3793
東北支社	〒980-0011	仙台市青葉区上杉1-17-7 (仙台上杉ビル)	(022) 216-4546
関越支社	〒330-6034	さいたま市中央区新都心11-2 (明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー)	(048) 600-5835
新潟支店	〒950-8504	新潟市中央区東大通2-4-10 (日本生命ビル)	(025) 241-7227
神奈川支社	〒220-8118	横浜市西区みなとみらい2-2-1 (横浜ランドマークタワー)	(045) 224-2623
北陸支社	〒920-0031	金沢市広岡3-1-1 (金沢パークビル)	(076) 233-5502
中部支社	〒450-8522	名古屋市中村区名駅3-28-12 (大名古屋ビル)	(052) 565-3326
豊田支店	〒471-0034	豊田市小坂本町1-5-10 (矢作豊田ビル)	(0565) 34-4112
関西支社	〒530-8206	大阪市北区堂島2-2-2 (近鉄堂島ビル)	(06) 6347-2821
中国支社	〒730-8657	広島市中区中町7-32 (ニッセイ広島ビル)	(082) 248-5445
四国支社	〒760-8654	高松市寿町1-1-8 (日本生命高松駅前ビル)	(087) 825-0055
九州支社	〒810-8686	福岡市中央区天神2-12-1 (天神ビル)	(092) 721-2251

インターネットによる三菱電機FA機器技術情報サービス

MELFANSwebホームページ : <http://www.MitsubishiElectric.co.jp/melfansweb>

Q&Aサービスでは、質問を受け付けています。また、よく寄せられる質問/回答の閲覧ができます。FAランドID登録(無料)が必要です。

電話技術相談窓口

対象機種		電話番号	受付時間 ※1		
ACサーボ	MELSERVOシリーズ	052-712-6607	月曜～金曜 9:00～19:00		
	MELSOFT MRシリーズ				
モーションコントローラ	モーションCPU (Q/Aシリーズ)				
	MELSOFT MTシリーズ				
MELSEC-Q/L/QnA/A シーケンサ	位置決めユニット、シンプルモーションユニット ※2			052-711-5111	
	シーケンサ一般 (下記以外)			052-712-2578	
	ネットワーク、シリアルコミュニケーションユニット			052-712-2579	
	アナログ、温調、温度入力、高速カウンタユニット			052-712-2370	月曜～木曜 9:00～19:00 金曜 9:00～17:00
	C言語コントローラ/MESインタフェースユニット/高速アータロガーユニット			052-719-4557	
GOT表示器	GOT1000、MELSOFT GTシリーズなど GOT-A900シリーズなど			052-712-2417	月曜～金曜 9:00～19:00
MELSOFT統合エンジニアリング環境	MELSOFT iQ Works (Navigator)	052-711-0037			
MELSOFTシーケンサプログラミングツール	MELSOFT GXシリーズ SW□I/D-GPPA/GPPQなど				
MELSEC-F	FX/Fシーケンサ全般		052-725-2271	月曜～木曜 9:00～19:00 金曜 9:00～17:00	
FGOT/DU表示器	GOT-F900/ハンディGOT/ETシリーズなど				

FAX技術相談窓口 MELFANSwebのQ&Aをご利用ください。

なお、お急ぎの場合は、お手数ですが、上記電話技術相談窓口までご相談ください。

対象機種	FAX番号	受付時間 ※1
上記対象機種 (電力計測ユニット (QE8□) を除く)	052-719-6762	9:00～16:00 (受信は常時 ※3)
電力計測ユニット (QE8□)	084-926-8340	9:00～15:00 (受信は常時 ※3)

※1:土・日・祝祭日・春期・夏期・年末年始の休日を除く通常業務日 ※2:ACサーボ、モーション窓口に对应します ※3:春期・夏期・年末年始の休日を除く

⚠ 安全に関するご注意

本カタログに記載された製品を正しくお使いいただくため、ご使用前に必ず「取扱説明書」および「技術資料集」をよくお読みください。

本品のうち、外為法に定める規制品 (貨物・技術) を輸出する場合は、経済産業大臣の許可が必要です。